

▼表2-4-3-2 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

【環境対策課】

特定有害物質(施行令第1条)	分類	土壤溶出量基準 (mg/L以下)	土壤含有量基準 (mg/kg以下)	
クロロエチレン	第1種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002	—	
四塩化炭素		0.002	—	
1,2-ジクロロエタン		0.004	—	
1,1-ジクロロエチレン		0.1	—	
1,2-ジクロロエチレン		0.04	—	
1,3-ジクロロプロペン		0.002	—	
ジクロロメタン		0.02	—	
テトラクロロエチレン		0.01	—	
1,1,1-トリクロロエタン		1	—	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—	
トリクロロエチレン		0.01	—	
ベンゼン		0.01	—	
カドミウム及びその化合物		第2種 特定有害物質 (重金属等)	0.003	45
六価クロム化合物			0.05	250
シアン化合物	不検出		遊離シアン50	
水銀及びその化合物	0.0005		15	
アルキル水銀	不検出		—	
セレン及びその化合物	0.01		150	
鉛及びその化合物	0.01		150	
砒素及びその化合物	0.01		150	
ふっ素及びその化合物	0.8		4000	
ほう素及びその化合物	1		4000	
シマジン	第3種 特定有害物質 (農薬等)	0.003	—	
チオベンカルブ		0.02	—	
チウラム		0.006	—	
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		不検出	—	
有機りん化合物		不検出	—	